

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）  
（令和6年3月 障害のある学生の修学支援に関する検討会）抜粋

第6章 障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対処の取組

3. 紛争の防止・解決

(2) 入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決

② 入学試験における課題と対応

入学試験は、全ての受験生にとって公平公正でなければならないが、そのための方法を十分に模索することなく、

- 他の受験生への影響が大きいことを理由に、障害のある受験生が必要とする合理的配慮の提供を拒む。
- 不正の可能性があることを理由に、本人が使い慣れたパソコンやタブレット端末等の機器の利用を一律に拒む。
- 過剰な負担か否かではなく、今後人数が増えたら対応できないという漠然とした問題を理由に、合理的配慮の要望を受け付けない。

等の対応が行われている事例が指摘されている。

現在、大学等では多様な選抜方法が導入されているが、どのような選抜方法であるかにかかわらず、合理的配慮を適切に実施することが重要である。その際、受験生側も自身に必要な合理的配慮を全て把握しているわけではないことや、受験大学等の設備や試験形態を十分に理解していない可能性があることから、受験生との建設的対話を通じ、より適切な配慮に結びつけることが重要である。また、合理的配慮を決定するまでのプロセスや配慮決定までの期間を伝えるなど、申請手続を明確に示しておくことや、評価方法を明確化しておくことが望ましい。

なお、合理的配慮を行っていることを理由に入学試験の結果を減点することや、特定の科目が免除されているにもかかわらず、そのことを考慮せずに一律に合計点を比較することによって、合理的配慮を受けた受験生に対して不利な扱いをすることは、不当な差別的取扱いに該当することに留意が必要である。